

2024 年度 O-40 神奈川リーグ 兼 2025 年度 JFA 第 13 回全日本 O-40 サッカー大会関東大会神奈川県予選会

運 営 要 項

第 1 章 名称及び目的

第 1 条(名称)

本リーグの名称は、O-40 神奈川リーグ兼 JFA 全日本 O-40 サッカー大会関東大会神奈川県予選会と称す。

第 2 条(目的)

本リーグは、(一社)神奈川県サッカー協会事業部シニア部会(以下、シニア部会と称す。)統括のもと、全日本 O-40 サッカー大会の県代表チームを選考するとともに、県内のシニアサッカーのレベル向上と振興並びに相互の親交を深めることを目的とする。

第 2 章 運営委員及び委員会の役割

第 3 条(委員)

本リーグの運営委員会は、下記のとおり構成する。

- (1)本リーグを構成する各チームから原則として1名
- (2)その他、必要に応じてシニア部会の部会員等若干名

第 4 条(役員)

運営委員会には次の役員を置く。

- (1)委員長 1名
- (2)副委員長(運営担当) 1～2名
- (3)副委員長(リーグ記録担当) 4名(1部及び2部リーグから各2名ずつ)
- (4)インスペクター 必要数
- (5)その他、必要に応じて役員を置くことができる。

第 5 条(所掌事務)

運営委員会は、下記の事項について審議する。

- (1)リーグ運営要項の決定
- (2)リーグ戦日程・組合せの決定
- (3)その他、新規加入チームの承認等、重要事項の決定

第 3 章 年間運営費及び経費内容

第 6 条(運営費)

本リーグの年間運営費は、各チーム:180,000円とし、下記の経費について支出する。

- (1)運営委員会の諸経費（連絡費、会議室料、資料コピー、文房具、その他）
- (2)リーグ戦全試合の審判謝礼（1試合につき主審4,000円、副審3,000円×2）
- (3)リーグ戦のインスペクター謝礼（1試合につき1,500円＋交通費1,000円）
- (4)グラウンド使用料（夜間ナイター照明代を含む）
- (5)雑費（上位大会出場支援金、共通試合球購入費、その他必要に応じて支出）

運営費振込先：口座 三菱UFJ銀行 湘南台支店 普通 0532378
 シニア^{クラブ} 一般社団法人神奈川県サッカー協会
 ※振込者名として、必ずチーム名を入れてください。

第4章 登録チーム及び登録選手の手続き

第7条(チーム登録)

本リーグに参加するチームは、神奈川県に本拠地を置き、(公財)日本サッカー協会／(一社)関東サッカー協会、(一社)神奈川県サッカー協会及び同シニア部会に登録しなければならない。(参加申込書【様式1】)なお、JFAの登録区分はシニアとする。

第8条(選手登録)

2024年度の本リーグに参加できる選手は1985年(昭和60年)4月1日以前生まれ(2024年4月1日現在で39歳)で、(公財)日本サッカー協会／(一社)関東サッカー協会(県協会経由)及びシニア部会に登録する。

- (1)(公財)日本サッカー協会への所定の登録手続き(Web登録)を行う。
- (2)各チームは、承認されたWeb登録選手情報と共に、**【メンバー登録用紙】**を指定の期日までにシニア部会に提出する。
- (3)シニア部会は、メンバー登録用紙に記載された選手の協会登録状況を確認し、チーム毎にメンバー表【様式2】を作成し全チーム宛に配布する。(不正使用防止のため)
- (4)新たな選手を追加登録する場合は、(公財)日本サッカー協会への登録手続き完了後、Web登録選手情報と共に**【様式3】**をシニア部会に提出する。
- (5)シニア部会は**【様式3】**の内容を確認後、1週間以内に新しいメンバー表を作成し、全チームに配布する。追加登録はシーズン中、随時受け付けるが、追加登録選手の試合出場は新しいメンバー表の配布後とする。
- (6)他都県に選手登録をしている選手は、本リーグには参加できない。

第9条(登録抹消・移籍)

選手の登録抹消及びチーム移籍の手続きは次のとおり行う。

- (1)選手を登録抹消する場合は登録抹消届**【様式4】**をシニア部会に提出する。
- (2)選手が移籍する場合は、選手移籍届**【様式5】**をシニア部会に提出する。
- (3)移籍した選手は、シニア部会が選手移籍届を受理した後、追加登録した当該チームの新しいメンバー表を全チームに配布後、試合出場が可能となる。

※本リーグ内の移籍または移籍後、再登録した場合は、前チームで受けた出場停止処分または警告処分の累積をそのまま引き継ぐものとする。

- (4)他都道府県に移籍する場合は、日本サッカー協会Webにて処理をすること。

第10条(登録の確認)

試合時の選手の登録状況の確認は、メンバー表により、両チームの運営委員が行う。
なお、必要に応じて選手証確認する場合もあるため、選手は選手証を携帯する。
不正等が発覚した場合は、書面をもって運営委員会に報告することとし、運営委員会で対応を協議する。その後の処置は、シニア部会が決定する。

第5章 試合方法及び競技要項

第11条(試合方式)

- ・本リーグは、1部リーグ12チーム、2部リーグ22チームの2部制とする。
- ・1部リーグ12チームはリーグ戦1回戦を行い、1位～12位までの順位を決定する。
- ・2部リーグはA・Bブロック各11チームずつの2ブロックに分かれてリーグ戦1回戦を行う。その後、各ブロックの同順位同士の順位決定戦を行い、総合順位を決定する。
- ・1部リーグ11位と12位は次季2部リーグに自動降格とし、2部リーグの各ブロック優勝チームは1部リーグに自動昇格する。
- ・1部リーグの9位と2部リーグの4位、同10位と3位が入替戦を行う。なお、引き分けの場合は上位のチームが残留とする。
- ・上記の各リーグ戦は、下記の採点方法で順位を決定する。

〈リーグ戦の採点方法〉

- (1)勝ち点は、勝ち(3点)、不戦勝(3点)、引き分け(1点)、負け(0点)、棄権(-1点)とし勝ち点の多いチームを上位とする。
- (2)勝ち点が同点の場合は、得失点差の多いチームを上位とする。
- (3)得失点差が同点の場合は、総得点の多いチームを上位とする。
- (4)総得点と同点の場合は、対戦成績で勝ちのチームを上位とする。
- (5)対戦成績が引き分けの場合は、プレーオフを行う。(状況により抽選もある。)
- (6)不戦敗は「0-5」のスコアとし、ペナルティーとして勝ち点を1点減ずる。

第12条(競技方法)

(1)競技規則

- ①本要項以外の競技規則は、(公財)日本サッカー協会より発行された「サッカー競技規則」及び「(公財)日本サッカー協会決定事項」による。
- ②試合ごとのエントリーは25名以下とし、最大14名を交代要員としてエントリーできる。
(監督が選手を兼ねる場合は選手の欄にも氏名を記入する)。
登録された交代要員は全員が交代することができ、一度退いた競技者も再び出場することができる。
- ③退場を命じられた選手は、次の1試合に出場できず、それ以降の処置については、シニア部会とリーグ規律委員会で協議の上、決定する。
- ④累積して警告を2回受けた選手は、次の1試合に出場することが出来ない。
- ⑤同一選手が再度、退場または警告2枚の累積で出場停止となった場合は、2試合に出場することが出来ない。同様に3回目の場合は3試合出場停止と、回数に応じ出場停止試合数を追加する。

⑥この他、試合中に警告または退場の処分を受けず、試合終了後に不正または暴力行為等が発覚した場合の処分については、シニア部会とリーグ規律委員会で協議の上、決定する。

(2)試合の方法

- ①試合時間は50分(25分ハーフ)とし、ハーフタイムのインターバル(前半終了から後半開始まで)は5分以内とする。
- ②試合開始30分前にメンバー表を相手チーム及び審判に提出する。
- ③試合開始10分前に所定の場所に集合し、用具のチェックを受け、あらかじめトスを行い、試合開始5分前にはピッチに入る。
- ④円滑な試合運営のため試合終了後、相手ベンチ及び本部への挨拶は行わない。

(3)ユニフォーム

- ①ユニフォームについてはチームで統一された正副2色(シャツ・ショーツ・ストッキング、GK用共)を必ず準備すること。
- ②ホームチームは原則として、あらかじめ配布した「ホームチームのユニフォーム」を着用し、アウェイチームは見分けやすい色のユニフォームを着用する。
- ③背番号は、メンバー表に記載する。
- ④ユニフォーム広告については(公財)日本サッカー協会ユニフォーム規程に基づき承認された場合のみ許可する。ユニフォームに他チーム(各国代表、プロクラブチーム等)のエンブレム等が付いているものは着用できない。
- ⑤その他の事項については、(公財)日本サッカー協会ユニフォーム規程に則る。

第6章 ホームチーム及び本部役員の役割

第13条(ホームチーム及び本部役員の役割)

各試合のホームチーム及び本部役員は次の役割を分担して行う。

(ホームチームは対戦表に表示)

- (1)審判謝礼の用意、支払い。
- (2)試合結果報告書の用意、記入、確認、次試合の本部役員への引き継ぎ
- (3)最終試合の本部役員は記録表を記録責任者に送付
- (4)後片付けの確認 等

(※詳細は、「O-40神奈川リーグ運営における役割分担」を参照)

第7章 本リーグの申し合わせ事項

第14条(上位チームの権利と義務)

1部リーグの優勝チームは全国大会関東予選、準優勝チームは関東シニア選手権大会出場の権利と義務を負う。第3位以下のチームはシニア部会が各県主催の親善試合へ推薦する。

第15条(失格)

本リーグ運営要項及び運営委員会の決定事項に違反したチームは、失格とし本リーグの参加を認めない。なお、全試合無効試合の扱いとする。

第8章 附則

第16条(要項の改廃)

この運営要項の改廃は、運営委員会で審議し議決を経て(一社)神奈川県サッカー協会 事業部シニア部会の承認を必要とする。

第17条(発効)

本運営要項は、2024年3月9日より発効する。

発行元：O-40神奈川リーグ兼2025年度 JFA 第13回全日本 O-40
サッカー大会関東大会神奈川県予選会運営委員会
発行責任者：一般社団法人 神奈川県サッカー協会 事業部 シニア部会

内規

- ①2008年度第1回運営委員会(平成20年3月15日開催)において、当面の間本要項の第8条の規定によらず、満40歳の誕生日をもって本神奈川リーグに限り出場を可とする神奈川県ローカルルールを確認した。(廃止)
- ②2012年度第1回運営委員会(平成24年3月3日開催)において、上記ルールを誕生日とすることとした。(廃止)
- ③2012年度第1回運営委員会(平成24年3月3日開催)において、タイツの着用について、健康上の配慮から神奈川リーグに限り、パンツと同色以外のものも認めることを確認した。(2019年 廃止)
- ④2013年4月1日付で一般社団法人 神奈川県サッカー協会 第1事業部シニア部会に名称変更に伴い、運営要項内の名称を変更する。
- ⑤JFAのシニアカテゴリーの登録基準が変更になったことに伴い、2016年度O-40神奈川リーグから、4月1日現在で39歳になる選手の出場を認めることとなった。なお、このことに伴い、①及び②の内規を廃止する。
- ⑥2016年第1回運営委員会において、社会人登録選手の本リーグへの参加を全員一致で承認した。本県のローカルルールとして、⑤と同じ条件で出場を認めることとなった。(廃止)
- ⑦2018年シーズンより、全国のルールに合わせ、シニア登録の選手のみが出場可となり、第1種社会人登録選手の出場は出来なくなった。
- ⑧2019年シーズンより、全国のルールに合わせ、O-40神奈川リーグへの参加は単独チームでなければならないものとする。従って、メンバー表に登録する選手は、全員が同じJFA登録チームで登録しなければならない。
- ⑨防寒対策として、パンツと同色以外のタイツ着用を認めた2012年のローカルルールを見直し、今季から認めないこととした。(2019年3月)

- ~~⑩ユニフォーム規程が改正(2020年11月)され、運用を一部緩和することが認められたが、本リーグについては上位大会及び他のカテゴリーとの整合を図るため、引き続き⑨の規程を運用することを確認した。(2021年3月)~~
- ⑪選手またはチーム関係者にコロナウイルス感染者等が出たことが原因で試合が中止になった場合は、正当な理由と見なし、棄権扱いとせずに再試合とする。但し、連絡が当日となり試合会場での試合中止になった場合(審判謝礼の支払いが伴う場合)は棄権扱いとする。(2021年3月)
- ⑫リーグ最終戦から入替戦までの選手補強については、1シーズン戦ってきたメンバーで対戦することを原則とし、追加登録は3名までとする。(2022年12月運営委員会で確認)
- ⑬1部リーグと2部リーグの入替戦に対して同年度リーグ戦の累積警告による出場停止処分は適用しない(繰り越さない)ものとする。(2023年3月運営委員会で確認)
- ⑭夏季の試合実施に関しては、開始時点でWBGT計が28℃を超えた場合は飲水タイムを試合時間に追加せずに前後半2回ずつ取ることにする。31℃を超えた場合は、両チーム運営委員、インスペクターで協議し、実施の可否を判断する。実施の場合は定刻開始を厳守し、開始時刻を遅らせてはならない。
- ⑮6月～9月においては、ナイター試合であっても、原則として前後半1回ずつ、試合時間に追加せずに飲水タイムを取ることにする。その他の期間においては、試合開始前に両チームの運営委員が協議して必要に応じて飲水タイムの採用を決定し、審判員に依頼する。
- ⑯動画の撮影について、かもめパークや馬入(人工芝)のようにネットフェンスで囲まれている会場においては、ネットフェンス内での撮影は認めない。その他、ベンチと背後地に区切りの無い会場においては、運営の邪魔にならない場所でベンチより後方において、審判員及び相手チームの了解を得た上での撮影は認める。
- ⑰深刻な怪我人が発生し、救急車の要請等で長時間ゲームが中断した際の扱いについては、この原因による中断時間が全試合時間の3割(15分)を超えた場合、試合は不成立とし、後日、再試合とする。(審判謝礼は支払う)
なお、次の試合は必ず定刻で開始させること。
- ⑱⑩の規定を改定し、黒のインナーの着用を通年認めることとした。
- ※⑭～⑱の規定については、令和6年3月9日の運営委員会で承認された。